職員の業務負担軽減に関する項目

平成２１年３月に策定した、「府立支援学校施設整備基本方針」に基づき、府内４地域で、小・中学部、高等部のある知的障がい支援学校４校と、職業学科のある知的障がい高等支援学校３校の新校整備を平成２７年４月に完了した。

平成２５年度に行った府立支援学校における知的障がい児童生徒数の将来推計では、今後１０年間の児童生徒数の伸びは鈍化する見込みであり、この間の新校整備等により当面対応が可能としたところ。

交野支援学校四條畷校については、府内の知的障がい支援学校の児童生徒の増加に対応するため、当面、分校として継続する。

なお、大阪市立特別支援学校１２校を今年度、府に移管したことに伴い、今年度中に大阪市域を含む府内全域の支援学校における、知的障がい児童生徒数の将来推計を行い、今後のあり方を検討していく。

職員の業務負担軽減に関する項目

医療と教育の連携による重度・重複障がいのある幼児児童生徒の就学機会の拡大に伴い、日常的に医療的ケアを必要とする幼児児童生徒も増加しており、その内容も複雑化している。

　今後も、更に医療的ケアを必要とする幼児児童生徒の増加が予想される中、支援を必要とする幼児児童が安心して学校生活が送れるよう、支援体制等を整備し、充実させていくことは喫緊の課題と考えている。

　しかし、支援学校における看護師については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」、「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」において、定数として措置されていない。

　このため、大阪府においては、教員定数を活用し、特別非常勤講師として看護師を配置している。

　また、今年度については、放課後の業務や泊を伴う行事にも対応することができる臨時技師（看護師）を配置した。

　さらに、昨年度より国のインクルーシブ教育システム推進事業を活用し、１日７時間勤務する看護師を１校へ配置している。

　なお、看護師を標準法定数で配置することを可能とする制度改正について、大阪府が行う国家要望はもとより、全国都道府県教育庁協議会が行う国家要望など機会を通じ国に対して引き続き要望していく。

職場環境の改善に関する項目

府立支援学校の給食調理場の施設整備については、毎年実施している各学校への巡回指導の際や、学校からの要望に基づき、衛生面での必要性などを考慮し、緊急性の高いものから順次、改修等を実施しているところ。

　府の財政状況は依然として厳しい状況だが、学校給食の円滑な運営が行われるよう、関係課とも協議を行いながら、環境整備の充実に努めていきたいと考えている。

　なお、寄宿舎舎食調理場についても、学校の現状を把握し、指導していく。

職員の業務負担軽減に関する項目

府立支援学校の学校給食については、児童生徒の障がいの状況に応じた段階食や多様なメニューが提供できるよう、必要な調理時に集中的に人員を配置するなど、柔軟な体制をとり、効果的・効率的な運営を行うことが必要であると考えている。

この考えのもと、学校給食の充実を図るため、民間活力を導入することとし、調理業務の民間委託化の方針を示し、平成１６年９月より給食調理業務の民間委託化を実施したところ。

　給食調理業務の民間委託化にあたっては、おいしさや安全面・安心面はもとより、委託事業者に対して、衛生管理の徹底及び障がい者理解のための研修を十分に行い、安全かつ効果的な運営が図られるよう努めている。

賃金改善に関する項目

臨時技師（看護師）については、学校現場からの強い要望や、医療的ケアの現状をふまえ、条例定数における教職員定数を活用し、平成２８年度から配置できるようにしたもの。

　臨時技師（看護師）の給与については、給与条例等に基づき、知事部局と同様の処遇としているところ。

時間外労働・恒常的残業をなくすための抜本的対策に関する項目

教員が子どもたちと向き合い、触れ合う時間の確保に向けて、平成２０年１月に「教職員の業務負担軽減に関するプロジェクトチーム」を設置し、様々な角度から検討を行い、平成２４年度、府教育委員会として検討すべき取り組みを「教職員の業務負担軽減に関する報告書」としてとりまとめ、プロジェクトチームとしての調査・検討を終えたところ。

この報告書に示されている「今後の取組み」について、教育庁の関係課が、課題解決に向けた検討を行うとともに、その進捗管理を行っていきたいと考えている。

　さらに、これらの取組みに加え、教職員の「働き方改革」や健康管理の観点から長時間勤務の一層の縮減を図る必要があることから、各校の特色や状況に応じた縮減に向けた取組みの促進、勤務時間管理及び健康管理を徹底するとともに、教職員一人ひとりの意識改革を推進することが重要であることから、１２月２日には、多忙化解消に向けた先進事例などを各府立学校校長・准校長あて紹介し、各学校の状況に応じた取組みを促した。

　また、１２月７日には、府立学校校長・准校長に対し、学校毎に遅くとも午後７時までに全員退庁する日を週１回設ける「全校一斉退庁日」と、部活動を行わない日をクラブ毎に週１回以上設定し、ノークラブデー（部活動休養日）として明確化するよう通知をしたところ。

　今後も、教職員の長時間勤務縮減に向けた対応をさらに進めていく。

なお、具体的な取り組みを進めるにあたり、勤務労働条件に関わる事項については、必要に応じて所要の協議を行っていきたいと考えている。

賃金改善に関する項目

「総括実習教員」、「総括寄宿舎指導員」の選考は、公正・平等に行っているところ。

また、実習教員、寄宿舎指導員の教諭任用については、平成２８年度教員採用選考テストにおいても、通算の勤務経験を考慮した選考を実施したところ。

　「総括実習教員」、「総括寄宿舎指導員」については、業務を総括する職と位置付け、取りまとめ等を行うこととしているため、職の任用数に一定の制限を設けざるを得ないことから困難。

職員の業務負担軽減に関する項目

妊娠中の体育実技軽減に関しては、妊娠判明時から産休に入るまでの間、非常勤補助員の措置を行っているところ。

　また、育児短時間勤務に伴う代替についても非常勤補助員の措置を行っているところ。

　今後とも学校運営に支障が出ないよう適切に行っていきたいと考えている。

勤務体制に関する項目

寄宿舎指導員については、４クール体制で交代勤務に対応しているところ。

短時間勤務を導入すると、ローテーションを組むことが困難となるためフルタイム勤務としているところ。

職員の業務負担軽減に関する項目

支援学校の教職員の配置については、法令に基づき、各学校の学級数等に応じて配置するほか、障がいの重度重複化への対応や、障がいの種別に応じた訓練指導、生徒指導や進路指導などの課題に対応するという観点から、各校の実情や取り組みに応じて、国の定数を活用し加配を行っているところ。

　大阪府行財政計画（案）の中で、実習教員については、大阪府全体で国標準を上回る定数を削減することとし定数削減を見込んだもの。

今後とも学校運営に支障が出ないよう努めていく。

職員の業務負担軽減に関する項目

教職員の採用については、これまでも可能な限り新規採用者の確保に努めてきたところ。

新規採用者数は、児童・生徒数や教職員の退職者数、再任用職員数、国の定数改善計画等の動向を踏まえつつ、教員の専門性の維持や教育課題への対応に配慮しながら毎年度決定している。

　今後とも、可能な限り新規採用者を確保していくことにより、適正な勤務労働条件の確保等に向けて取り組んでいきたい。

職場環境の改善に関する項目

府立学校における休養室の設置について、府教育庁としては、その状況を把握するともに、未設置の学校に対して、男女別休養室の設置について働きかけているところ。

　今後とも、各学校の休養室の設置状況を把握し、その設置について働きかけたいと考えている。

職員の健康管理に関する項目

府立支援学校における腰痛予防検診については、業務委託していた検診機関から実施が困難であるとの申し出を受け、平成２７年度より新たな腰痛予防検診方式としたところであり、一次検査についてはアンケート問診とし、二次検査については整形外科分野に精通した医療機関でのレントゲン検査並びに医師による診察を受診する方法としている。

　二次検査については、従前から検診機関で実施していたところであり、新方式においても検診機関で実施する方式としているところ。

　また、一次検査で要二次検査と診断された方は、昨年度は４６２人、今年度は４９６人が精密検査を受診していることから、精密検査が必要な職員は受診したと認識している。

　受診する必要のある者全てが受診するように、腰痛検診対象者へ腰痛予防検診アンケートを配布しているところであり、引き続き周知徹底していきたい。

　来年度についても、本年度の検診状況を踏まえ適切に実施していきたい。

職員の業務負担軽減に関する項目

平成２８年度の教職員旅費予算については、年度当初の４月に配当基準に基づく上期配当を行うとともに、６月時点における各学校の旅費予算執行計画を踏まえた下期配当を１０月に行った。

　さらに、現在集計中の旅費予算執行状況調査結果などを踏まえ、配当額の過不足を調整した上で、追加配当の通知を行う予定。

　来年度も府の財政は依然厳しい状況だが、引き続き各学校と連携し、旅費予算の確保と適正な執行に努めていく。

職場環境の改善に関する項目

厳しい財政状況の中、空調設備など休養室に必要な備品、消耗品の予算の拡充は困難な状況であるが、学校からの意見も伺いながら、今後とも学校運営に支障が生じないよう、必要な予算額の確保に努めていきたいと考えている。

老朽化して危険な施設の改修に関する項目

府立支援学校校舎の改修等老朽化対策については、これまで、計画的に大規模改修を行ってきたところ。改修内容は、外壁・屋上防水等の外部改修だけでなく、天井や床、トイレの改修を含めた内部改修も併せて実施しており、実施にあたっては予算の範囲内でできる限り学校の要望を取り入れたものとなるように努めている。

　今後の老朽化対策については、府立学校施設整備方針に基づいて、平成２８年度から平成３０年度の三か年で、すべての支援学校の施設・設備の劣化度調査を実施し、中長期保全計画等を作成したうえで、順次、施設の改修等を進めていく予定。

　また、緊急度の高い対策については、平成３０年度までの間であっても必要な対策を講じていく。

　なお、学校施設の安全性を把握するため、建築基準法第１２条に基づく法定点検を平成２８年度末にかけて実施することとしている。

職員の業務負担軽減に関する項目

学校管理費については、従来から学校運営に支障が生じないよう必要な予算額の確保に努めるとともに、学校の意見も伺いながら適正配分に努めてきたところ。

　厳しい財政状況の中ではあるが、円滑な学校運営が図られるよう、必要な予算額の確保に努めていきたいと考えている。